

# はじめに—用語の定義—

天理大学人文学部教授

松原 浩一郎 Koichiro Matsubara

本稿のタイトルについて若干解説して、その趣旨を明らかにしつつ、執筆の目的を述べたい。連載タイトルは、ご覧の通り「の」の連続で、タイトルとしては不相応だといえる。この点をご了承いただきため、その理由を述べつつ、本稿の趣旨につなげたい。

今後の執筆内容を大まかに述べると、天理教の社会福祉がどのような歴史をたどり、現在に至ったのかを明らかにすることである。さらに、どのような要因が作用して、天理教内に社会福祉が取り込まれ、定着し、展開・発展してきたのか、その要因を明らかにすることも含む。こう述べると、タイトルは「天理教の社会福祉史」となるべきであるが、標記のようにした。

なぜこのタイトルにしたかというと、「天理教」と「社会福祉」いずれの語彙にも、複数の解釈が存在するため、混乱を招く可能性があるからである。たとえば「天理教の社会福祉史」の「天理教」とは、天理教の教えなのか、天理教の組織（教団）なのか、信仰者を指すのか、読み手により「天理教の」が示す意味は変わってくる。くわえて「社会福祉史」という言葉にも注意を要する。第2次世界大戦以前は、「社会事業」という言葉が使用されていた。わが国における社会福祉史研究の第一人者であった吉田久一著『改訂 日本社会事業の歴史』<sup>(1)</sup>の目次を見ると「明治維新と慈善救済」「産業革命期と慈善事業」「帝国主義の形成期と救済事業」「大正デモクラシー期と社会事業の成立」「日中戦争・太平洋戦争と厚生事業」「戦後社会福祉事業の展開」などのタイトルが各章につけられている。このように、慈善救済や慈善事業、救済事業や厚生事業などの表現もみられる。また、「社会福祉事業」の語彙は、戦後になって使用されはじめたのである。社会福祉の歴史を探究することを目的に戦後組織化された学会の名称は「社会事業史学会」である。「社会福祉史学会」ではない。名称の変更が度々検討されたが、「社会事業史」のままである。

さらに「社会福祉」の定義も、これまで多くの論者がそれぞれ試みてきたものの、いわゆる定説はない。定義は多くの場合、基本となる法律に規定される場合と、主要学会において定義が採択される場合が考えられる。

そこでまず、法律から検証する。1951年に成立した社会福祉事業の基本法といえる「社会福祉事業法」および2000年に同法を改正し成立した「社会福祉法」にも、社会福祉とはなにか？という定義はない。あるのは「この法律において社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう」（同法第2条）と書かれているだけである。さらに、第1種と第2種の社会福祉事業の具体的な事業名が掲げられている。たとえば老人福祉法に規定する特別養護老人ホームを経営する事業がそれにあたるというように、事業名（施設名）が列挙されているにすぎない。社会福祉あるいは社会福祉事業そのものの定義は成文化されていない。

次に、学会についてみてみたい。社会福祉系学会で最大の「日本社会福祉学会」においても、社会福祉の定義は採択されていない。第2次世界大戦後多くの論者が社会福祉とは何かについ

て持論を展開してきた。とりわけ「本質論争」と呼ばれる論戦は、定義に至らずにかえって混乱を招いた。社会福祉学研究の第一人者である古川孝順（同学会22期会長）は、次のように分析する。1950年代から1960年代にかけてわが国の社会福祉研究は、社会福祉のレゾンデートル（存在価値）を問う研究に終始し、ひたすら「本質」を問うた。「社会福祉の本質を『政策』と『技術』に二項的に対置し、そのいずれの側に本質が存するかを問うという形で展開された論争が、果たして生産的であったかどうか。私は必ずしも生産的だとは思っていない」と評している。定義が統一されていない「社会福祉」をタイトルに使用すると、その範囲や本質などを明らかにして的確な定義をする必要がある。そのためより広い意味を持つ語彙として使用されている「福祉」としたのである。

くわえて、本稿で頻出する福祉がつく3つの用語についても整理をしたい。まず「福祉活動」とは、法的な根拠をもたない福祉的な活動をいう（例：こども食堂など）。ただし、個人的な活動は含めず、教会をベースに組織的・集団的に展開されている活動を指すこととする。貧困者などを教会に招き入れ共同生活をするなどの取り組みも、福祉活動といえるが、多くの場合「おたすけ」の実践と認識される。しかもこのようなケースは枚挙にいとまがない。したがってすべてを把握することは困難である。そこでこのような活動は一部例外を除いて本稿では取り上げないこととする。一部の例外とは、このような「おたすけ活動」が、やがて福祉活動に展開・拡張した場合などである。次に「福祉実践」について述べる。これは、法的な根拠を持つが、施設を有しない活動をいう。例えば、里親や民生児童委員などの活動実践である。三番目に「福祉事業」とは、法的な根拠を有し、かつその活動を開拓するために建物（活動の拠点となる場所や事務所など）を有する実践活動を指す。例えば、保育所などである。さらに「福祉」とは、上記3つの用語を包括する言葉としておきたい。これら用語の整理は、一応混乱を防ぐためのものであり、厳格・厳密に分類できないケースも多い。

さらに、天理教に関する用語の使用について、整理しておきたい。本稿では「天理教」は教義・教理を指すものとする。したがって信者や組織を意味しない。組織を意味する言葉は、規模によって、本部＜教団＜教内と記述する。「本部」とは、包括宗教法人天理教（表統領所轄）と宗教法人天理教教会本部（内統領所轄）を指すものとする。「教団」とは、「本部」に加え全国各地の約13,500カ所の教会を含む組織全体を示すものとする。さらに「教団」に信者を加えた全体を「教内」と呼ぶこととする。そこで、タイトルの「教内の福祉の歴史」とは、信仰組織と信者による福祉実践・福祉活動および福祉事業の歴史となる。

## [註]

(1) 吉田久一（1966）『改訂 日本社会事業の歴史』、勁草書房。

(2) 古川孝順（2021）「变革期社会福祉学の展望」、社会福祉学会編『対論 社会福祉学1』中央法規出版、6頁。